

国営土地改良事業計画変更取扱要領

昭和 40 年 12 月 20 日付 40 農地 C 第 389 号(技)
最終改正 平成 31 年 4 月 1 日付 30 農振第 3967 号

各 地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条の規定による国営土地改良事業計画の変更は、法、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。ただし、令第 50 条の 2 の 6 に規定する事業のうち草地開発事業についてはこの限りではない。

第 1 次に掲げるいずれかの場合に該当する地区は、あらかじめ変更計画書（案）を作成し、その内容について別に定める農村振興局計画変更審査委員会の審査を経るものとする。

(1) 事業施行に係る地域について次に掲げる場合

(ア) 受益面積（農地造成事業にあつては造成農地面積とする。以下同じ。）の増又は減が 5 % 以上（受益面積の増又は減が 10ha に満たないものは、この限りではない。）となる場合。ただし、市町村特別申請事業にあつては、規則第 67 条の 16 第 2 号に定める事項に該当する場合とする。

(イ) 事業目的別面積又は、造成農地の利用区分別面積のそれぞれの増減が 10 % 以上となる場合、及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が 30ha に満たないものは、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号（土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）ア（ア）から（エ）まで、（二）ア（ア）及び（イ）、（三）ア（ア）及び（イ）、（四）ア並びに（五）アに掲げる変更が行われる場合

(3) 法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理を内容とする事業（以下「管理事業」という。）を行う地区の場合にあつては、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものであつて告示第三号に規定されているものについての変更が行われる場合（他の土地改良事業の施行に伴い管理事業に係る土地改良事業計画を変更する場合を除く。）

(4) 事業費であつて告示第二号及び第四号に規定されているものについての変更が行われる場合（管理事業を行う地区の場合にあつては、他の土地改良事業の施行に伴い管理事業に係る土地改良事業計画を変更する場合を除く。）

(5) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付元構改 D 第 532 号）等の通知に定められている事業計画の変更が行われる場合

第2 変更計画書は土地改良事業計画書の様式に準じて作成するものとする。

第3 国営土地改良事業計画の変更に係る細部運用については、この要領に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。